

マイナンバー  
キャラクター  
マイナちゃん



特 集 号  
**9 | 20**  
平成27年(2015)

# 北区ニュース

## ▶いよいよ**マイナンバー制度**が始まります 社会保障・税番号制度

### 平成27年10月にあなたにもマイナンバー(個人番号)が通知されます

マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)は、国や区などの複数の機関に存在する個人の情報が「同じ人の情報である」ことを確認するための新しい制度です。

社会保障・税制度の効率性・公平性を高め、区民の皆さんの利便性の高い公平・公正な社会を実現するためのものです。

平成27年10月以降、順次、住民票のある方にマイナンバーが通知されます。今回の北区ニュース特集号では、マイナンバー制度の概要とこれからのマイナンバーに関するご案内や手続きについてお知らせします。

#### マイナンバーとは?

マイナンバー(個人番号)とは、住民票のある方が一人一つ持つ、12桁の番号のことです。

マイナンバーは、住所が変わっても原則変わらずに、一生使うものです。ただし、マイナンバーが漏えいし不正に使われるおそれがあると認められる場合には、申請等の手続きを経て変更することができます。

#### マイナンバーは何に使うのですか?

平成28年1月から、社会保障・税・災害対策分野の中で、法律や地方公共団体の条例で定められた行政手続きをする際に利用します。

また、お勤め先で給与の年末調整を行う際や、健康保険・厚生年金・雇用保険の手続きなどでもマイナンバーを利用します。



- 年金の資格取得や確認、給付
- 雇用保険の資格取得や確認、給付
- 医療保険料の給付請求
- 福祉分野の給付、生活保護 など



- 税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載
- 税務当局の内部事務 など



- 被災者生活再建支援金の給付
- 被災者台帳の作成事務 など

#### マイナンバー制度の安全・安心

##### ●制度面では

- ・法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管を禁止しています。
- ・なりすまし防止のため、マイナンバーを収集する際には本人確認が義務付けられています。
- ・マイナンバーが適切に管理されているかを、特定個人情報保護委員会という第三者機関が監視・監督します。
- ・法律に違反した場合の罰則を、従来に比べて強化しています。
- ・マイナンバーは漏えいして、悪用される危険性がある場合には、申請または職権により別の番号に変更することができます。

##### ●システム面では

- ・個人情報は従来通り、国税の情報は税務署、個人住民税の情報は区役所といったように、分散して管理します。これにより、芋づる式の情報漏えいを防ぎます。
- ・行政機関間での情報のやりとりは、マイナンバーを直接使いません。
- ・システムにアクセス可能な者を制限・管理し、通信する場合には暗号化します。
- ・平成29年1月から「マイナポータル」で、マイナンバーを含む自分の個人情報を「いつ」「だれが」「なぜ提供したのか」をご自身で確認することが可能になります。

##### ●個人番号カードでは

- ・個人番号カードのICチップには、所得情報や健康情報などのプライバシー性の高い情報は記録されません。
- ・万が一、紛失・盗難にあった場合には、24時間365日専用ダイヤルで対応します。
- ・ICチップにはパスワードが設定され、カードには顔写真が必須ですので、カードを不正利用されるリスクは限定的です。

##### ●通知カードでは

- ・地紋印刷や透かし、コピー防止機能など、さまざまな偽造防止加工が施されます。

#### マイナンバー制度実施の流れ

| 平成27年10月以降   | 平成28年1月以降   | 平成29年1月以降  | 平成29年7月以降   |
|--|---|--|---|
| <b>マイナンバーの通知</b><br>住民票を有する方(住民票がある外国人を含む)に、平成27年10月以降、住民票の住所に世帯単位の封筒で簡易書留郵便によりマイナンバーを通知します。 | <b>マイナンバーの利用開始</b><br>税の手続きや国民健康保険、介護保険などの社会保障分野の法律や条例で定められた手続きで、マイナンバーの利用が開始されます。申請をされた方には順次、個人番号カードの交付が始まります。 | <b>個人ごとのポータルサイト「マイナポータル」が開設されます</b><br>マイナンバーを含む自分の情報を、いつ、だれが、なぜ提供したのか、個人番号カードとパソコンを利用することで、確認できるようになります。また、順次、行政機関からのお知らせを確認したり、手続きが行えるようになります。 | <b>地方公共団体間での情報連携を開始</b><br>情報連携により、申請時に必要な課税証明書などの提出が簡略化され、手続きが簡単になります。 |



# 10月以降「通知カード」が送付されます

マイナンバーは、平成27年10月以降に送付されます。4つのポイントを確認してください。

※10月14日から順次、発送が始まります。全世帯へ初回のお届けができるのは、おおむね11月中を見込んでいます。

## 1

### 住所確認

原則として、マイナンバーは平成27年10月5日に住民票のある住所地に世帯ごとに転送不要の簡易書留でお送りします。配達時にご不在の場合には、郵便局員が持ち帰り、不在票を郵便受けなどに投函しますので、再配達の手続きをお願いします。住民票の住所と異なる住所にお住まいの方は、受け取ることができない場合があります。10月2日までに、現在お住まいの住所に住民票を異動する届出の手続きをしてください。

## 2

### 書留の中身を確認

マイナンバーは世帯単位の簡易書留郵便で送られますので、受け取りをお願いします。以下の3点が入っているか確認をしてください。

- マイナンバーの記載された「通知カード」
- 「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
- 説明用パンフレット

- ・通知カードと個人番号カードの申請書は一緒になっており、通知カードを切り取ってお使いいただく予定です。(左面に現時点で予定されている様式を掲載しています)
- ・10月5日以降に出生された方や、お仕事の関係等で海外に赴任されているために住民票を抹消されている方などは、出生の届出や帰国後の住民登録の手続き後に、住民票の住所地に通知カードを個別に発送します。

## 3

### 個人番号カードを申請

希望する方は、個人番号カードを申請することで、平成28年1月以降順次交付されます。申請方法は2つあります。

#### ①郵送で申請

個人番号カードの申請書にご本人の顔写真を貼り、必要事項を記入のうえ返信用封筒に入れて投函してください。

#### ②オンライン申請

スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のWEBサイトからオンラインで申請。オンライン申請の方法は、通知カードに同封されている説明用パンフレットをご確認ください。

## 4

### 個人番号カードの受け取り

平成28年1月以降、個人番号カードの申請をされた方から順次作成され、交付準備ができ次第、区役所から本人に「交付通知書」と合わせて個人番号カードの受け取り予約をお願いするご案内が送付されます。

あらかじめ、電話やWEBサイトで交付の予約をしていただき、指定の日時に区役所の特設会場で受け取ることができます。受け取りの際には以下のものが必要です。

- ①通知カード(個人番号カードと引き換えに回収します)
- ②個人番号カードの準備ができたことをご案内する「交付通知書」
- ③運転免許証などの本人確認書類
- ④住民基本台帳カード(お持ちの方は個人番号カードと引き換えに回収します)

このほか、交付の際にカードに設定をする「パスワード」を最大で4種類設定していただく必要があります。手続きをスムーズに進めるためにも、あらかじめパスワードをご確認ください。

パスワードについては、通知カードに同封される説明用パンフレットをご覧ください。

※引っ越し等の際には、通知カードまたは個人番号カードをお持ちください

区民事務所で転入などの住所異動の手続きの際は、記載事項を変更する必要がありますので必ずご持参ください。

それ以外の場合でも氏名など記載事項に変更があったときは、14日以内にカードの記載事項を変更する必要がありますので、区民事務所までご持参ください。

# 10月以降に送付される「通知カード」とは？

## 通知カードに記載される内容

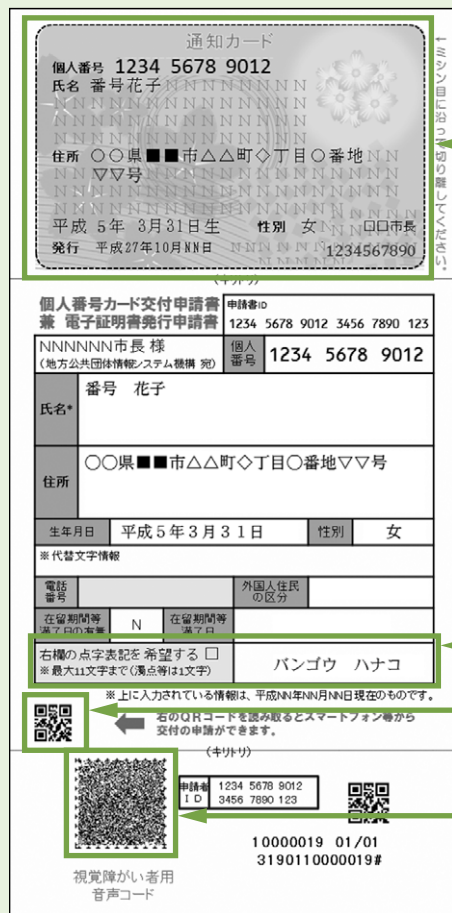
通知カードは偽造防止のための工夫がなされた紙製のカードで、一人につき1枚発行されるもので、カードには、住所、氏名、生年月日、性別のほか、12桁のマイナンバーが記載されています。

## 通知カードは何に使えるの？

通知カードは個人番号カードの交付時に、引き換えする大切なカードです。他人に貸与または譲渡することはできません。

10月以降、年末調整や源泉徴収、健康保険・雇用保険などの手続きの関係で、会社からマイナンバーの提示を求められる場合があります。

また、個人番号カードの交付を受けるまでの間、平成28年1月以降にマイナンバーを使う際には、通知カードが必要になります。また、通知カード単体では、身分証明書として利用することはできません。(通知カードのほかに本人確認書類が必要です)



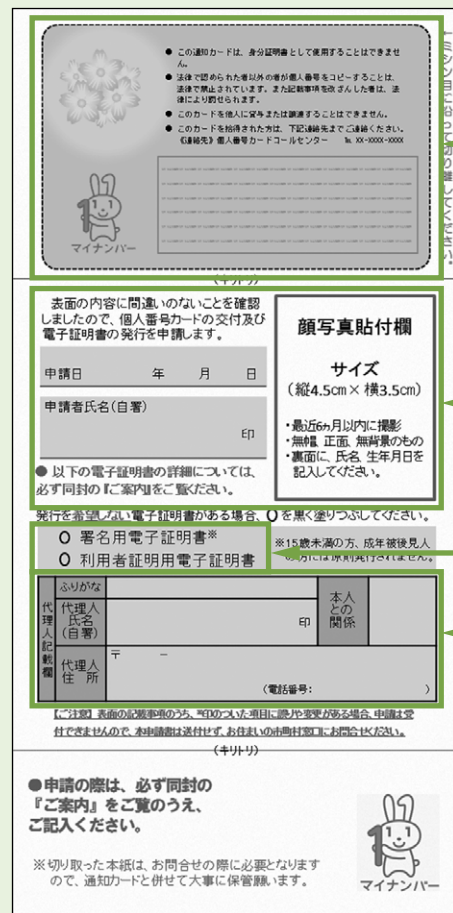
### ●通知カード表面

個人番号カードの交付を受ける際に、お持ちいただきます。大切に保管しておいてください  
(再交付は有料になります)

### ●交付申請書部分

住所・氏名・生年月日・性別は初めから印字されています。内容をご確認ください

- 個人番号カードに点字を希望される方は、を塗りつぶしてください  
右側のカナ氏名が点字で打たれます
- QRコードを読み取ると、スマートフォンからオンラインで個人番号カードの交付申請をすることができます
- 視覚障害の方の方向けの音声読み取りコードです



### ●通知カード裏面

### ●交付申請書部分

※この面には記載、押印、写真添付欄があります

- 自署で申請日、申請者氏名を記載します
- 顔写真を添付してください(最近6カ月以内に撮影・無帽・正面・無背景のもの)写真裏面に氏名・生年月日を記載して貼り付けしてください
- 電子証明書を利用しない場合には  を塗りつぶしてください
- 電子証明書の詳細については、通知カードに同封される説明用パンフレットをご覧ください。
- 代理人記載欄には、代理人の方が氏名・住所と本人との関係を記載してください

- ※ 申請書には必要事項を記入するなどし、写真を貼り付けて、返信用封筒で返送するような仕組みになっています。
- ※ 4人家族であれば、これが4枚同封されます。
- ※ カードのデザイン等は変更になる可能性があります。あらかじめご了承ください。

# 申請することで1月以降に交付される「個人番号カード」とは？

マイナンバーを記載した書類を提出する際、通知カードなど番号が正しいことを確認するための書類の提示も求められますが、通知カードだけでは法律上義務付けられている本人確認は完了できず、運転免許証などの書類を別途用意する必要があります。

マイナンバーが記載された個人番号カードなら、顔写真があるので本人確認が1枚で完了します。

個人番号カードは IC チップに記録される電子証明書を用いて、e-Tax などの電子申請を行うことができるほか、平成29年1月から運用が開始される「マイナポータル」にアクセスする際にも利用することができます。(別途、パソコンとカードリーダーが必要です)

個人番号カードは無料で取得できる、本人確認に利用できる公的身分証明書です。(再交付の場合は、有料になります)



※ カードのデザイン等は変更になる可能性があります。あらかじめご了承ください。

- ※個人番号カードの即日交付はできません。また、平成28年1月から数カ月間は申請が多く見込まれるため、お受け取りに日数がかかります。
- ※マイナンバー制度の導入に伴い、住民基本台帳カードの交付は平成27年12月28日(月)で終了します。住民基本台帳カード向け電子証明書の発行は平成27年12月22日(火)で終了します。現在お持ちのものは、それぞれの有効期間までは利用できますが、途中で失効した場合は発行できませんので、ご注意ください。

## 個人番号カードの交付申請方法

平成27年10月以降に発送される「通知カード」に同封している「個人番号カード交付申請書」に必要事項を記入して、個人番号カードの申請をお願いします。(希望する方のみ)

なお、手続きの流れについては変更される場合があります。あらかじめご了承ください。

### 1. 簡易書留の受け取りと内容物の確認

10月以降に送付される簡易書留が届いたら、中身を確認してください。配送時にご不在の場合には、不在票がポストに投函されますので、再配達の手続きをお願いします。

マイナンバーの記載された通知カード  
「個人番号カード」の申請書と返信用封筒  
説明用パンフレット



### 2. 通知カードの保管と個人番号カードの申請

通知カードを切り離して、大切に保管してください。

希望する方は、個人番号カード交付申請書に必要事項を記入して、返信用封筒でポストに投函してください。

- ①表面の「点字表記」を希望する場合には、を塗りつぶしてください。
- ②顔写真を貼り付けてください。(最近6カ月以内に撮影・無帽・正面・無背景のもの)
- ③申請日を記入し、申請者氏名を自署してください。
- ④ICチップに登録する電子証明書を「希望しない」場合には、0を塗りつぶしてください。
- ⑤代理人が申請する場合には、代理人記載欄に必要事項を記入してください

※スマートフォンでもWEBからオンライン申請することができます。詳細は通知カードに同封される「説明用パンフレット」をご覧ください。



### 3. 受取日の予約

申請を受け付けた順番に、平成28年1月以降に北区から、個人番号カードの交付準備ができたご案内をお送りします。

個人番号カードの準備ができたことをご案内する「交付通知書」と、受け取り予約のご案内をお送りします。ご案内を確認のうえ、必ず北区個人番号カードコールセンター(0570-00-2078)またはご案内に記載されているWEBサイトから受け取り日時の予約をしてください。

### 4. 個人番号カードの受け取りの準備

予約した日時に、区役所の特設会場にご来庁ください。交付には、以下のものがが必要です。

- ①通知カード
  - ②個人番号カードの準備ができたことをご案内する「交付通知書」
  - ③運転免許証などの本人確認書類
  - ④住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
- ※交付の際に必要な持ち物の詳細は、ご案内に同封します。書類等が不足している場合には、個人番号カードの交付をすることができない場合があります



### 5. 来庁時の本人確認

交付会場の受付時に個人番号カードの交付に必要なものを確認させていただきます。書類が不足する場合は受付ができませんので、ご注意ください。

### 6. カードに記録するパスワードの設定

本人確認後、電子証明書のパスワードの設定をお願いします。

「パスワード」は最大で4種類を設定します。手続きをスムーズに進めるためにもあらかじめパスワードをご検討ください。

パスワードの詳細は、通知カードに同封される「説明用パンフレット」をご覧ください。

### 7. 個人番号カードの交付

全て終了すると、個人番号カードを交付します。

## マイナンバーコールセンター

マイナンバー制度全般や基本的な手続きなど、ご不明な点のお問い合わせはマイナンバーコールセンターをご利用ください。

(全国共通ナビダイヤル)

マイナンバー  
**0570-20-0178**

平日：午前9時30分～午後5時30分  
(土日祝日・年末年始を除く)

※ナビダイヤルは通話料がかかります

※英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応は0570-20-0291におかけください

※上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください

## 北区個人番号カードコールセンター

(平成27年10月から)

マイナンバー制度開始後に通知カードが届かない、個人番号カードの相談や申請書の書き方がわからないなど、ご不明な点はお問い合わせください。

(北区専用ナビダイヤル)

**0570-00-2078**

平日：午前8時30分～午後8時(一部業務は午後5時まで)  
土日祝日：午前9時から午後5時(一部業務は営業しません)

※年末年始を除きます

※ナビダイヤルには通話料がかかります